

令和 7 年度

**春日部市例規システムの
構築、維持管理等業務
仕様書**

春日部市総務部

総務課

(令和 7 年 1 0 月)

春日部市例規システムの構築、維持管理等業務仕様書

1. 業務名

春日部市例規システムの構築、維持管理等業務

2. 業務目的

この業務は、本市が保有する市例規集のデータベースを構築し、維持管理を行うとともに、当該例規システムと連携した法令、判例等に関する情報を複合的に組み合わせることにより、法制関連情報の集約を図り、迅速かつ正確な例規制定改廃作業を行うことを目的とする。

3. 契約期間及び運用開始日

契約締結日から令和13年3月31日までとし、令和8年4月1日から運用を開始すること。

4. システム及びサービスの基本構成（詳細は、別添「システム機能要件」のとおり）

機能分類	概要
例規システム	・毎月1回以上のデータ更新が可能なシステム ・例規検索機能、審査機能、例規履歴管理機能等を有するシステム
法令・判例情報システム	・例規との連携可能な機能を有する検索システム（例規と法令との連携は、時点（過去、現在、未来）が完全一致） ・法令及び判例検索との条項単位でのリンクを可能とするシステム
例規整備支援システム	・法令の改廃情報や例規整備に関する情報提供機能を有するシステム ・法制執務や法解釈上の相談に対する支援システム

5. 過去例規

平成20年4月1日以降の全ての改正内容について、例規ごとに施行年月日単位で履歴が閲覧できるシステムとすること。

平成14年3月から平成19年12月までの議会定例会ごとの内容現在で閲覧できるシステムとすること。

6. 例規システムのデータ構築

春日部市例規集の電子データで契約締結日時点において、本市が保有するものについて更新後のシステムに移行すること。

※参考

・ 条例、規則、訓令、要綱等

現行例規（令和 7 年 8 月 5 日内容現在）	1, 4 0 5 件
廃止例規（令和 7 年 8 月 5 日内容現在）	8 0 4 件

7. 例規システムのデータ更新

- (1) 例規の更新データ作成は、原則として毎月行うものとし、市からの更新データ（ワード形式）を送付した日から起算して 4 0 日以内にデータの更新を行うこと。また、臨時のデータ更新についても対応が可能なこと。

参考：過去 1 0 年間の例規改廃実績

・ 条例、規則、訓令、要綱等

年度	改廃例規本数	年度	改廃例規本数
H27	342	R2	176
H28	522	R3	424
H29	381	R4	840
H30	411	R5	412
R1	345	R6	363

※契約期間中の法改正等の影響により改廃件数の増減有

- (2) 例規集の D V D - R を例規システムのデータを更新するたびに、1 枚納品すること。
- (3) 本市職員が使用する例規システムとは別に、本市公式ホームページからリンクし、閲覧可能な一般公開用例規集のデータの作成、稼動準備（受託者のサーバに公開用データを作成するものとする。）及び維持管理を行うこと（本市では、市公式ホームページに受託者から得た U R L をリンクさせることのみ行う。）。

8. システムの基本仕様

庁内のパソコン端末に特別なソフトをインストールすることなく、L G W A N 接続により、例規システム及び情報システムを検索・閲覧可能なシステムとし、受託者のインターネット・データ・センター（以下「I D C」という。）にて管理するサーバ機上で、例規システム及び関連する情報システム等を運用すること。

【動作環境】

OS	Windows10 以上
Web ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome
主なアプリケーション ソフト	JUST Office Adobe Acrobat Reader

※バージョンアップ等があった場合は、受託者において適切に対応すること。

- (1) IDC内グローバルIPアドレスによる認証により、関係機関以外のアクセスを制限可能とすること。
- (2) サーバ等を設置するIDC施設は、物理的な堅牢性とセキュリティを備えたサーバールームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災や地震等の耐障害性に優れ、二重化電源設備が施された施設とし、安全性対策は万全の体制とすること。
- (3) サーバルームは、24 時間 365 日体制で監視を行い、入退室を厳しくチェックすること。
- (4) ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、サーバ機の安全性を確保するとともにシステムに必要な最新パッチ情報を適用すること。
- (5) データバックアップを毎日実施し、万が一システム障害が発生し、データ消失した場合においてもデータ復旧可能な体制を構築すること。

9. システムの導入・保守等について

(1) システムの導入

ア システムの導入については、業務に支障がないよう考慮した計画を受託者が策定すること。

イ ソフトウェア等のインストールについては、業務に支障がないよう考慮した計画を受託者が策定すること。

(2) システムの保守

ア メンテナンス等による利用停止を除き、常時利用可能であること。

イ 常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持し、システムに関する問い合わせ等に対し、迅速かつ適切に対応ができるサポートデスク等を設置すること。

ウ 業務全般に対する質問に対し、電話、ファクシミリ又はメールにて対応できること。

エ 各システムの基本的な機能バージョンアップについては、原則無償で提供すること。

(3) システム操作サポート等

ア 職員を対象にした操作研修会を計画的に実施すること。

イ 操作方法についての問い合わせ窓口を設置するとともに、必要に応じて担当の社員を

派遣し、操作説明を行うこと。

ウ システムに関する操作説明書（ヘルプ）をオンラインで提供すること。

10. 仕様書以外の機能

この仕様書に規定するもの以外の有用な機能等についての提案は、評価する。

11. 費用の算出等

- (1) 本仕様書に従い、本システムの本稼働に至るまでの費用、運用費用、仕様書に規定するもの以外の有用な機能の費用等すべての費用を含んだ見積りとする。
- (2) ハードウェア保守、ソフトウェア保守、ユーザーサポート、障害時サポート等安定稼働に必要な保守に係る費用は各見積りに含まれるものとする。
- (3) 本システムの費用の算出は、次の項目とし、内訳を明記すること。また、契約期間における見積総額及び次の項目ごとに導入年度及び次年度以降の必要経費をそれぞれ算出すること。

ア システム構築費用

イ 例規システム利用料

ウ 例規データ更新費用（DVD-R版作成費用、市ホームページ公開用データ作成費用を含む。）

エ 法令・判例情報システム利用料

オ 例規整備支援システム利用料

カ その他成果物等作成費用

- (4) 各システムの仕様書や実装する機能や検索・表示に要する時間等の標準的仕様等に関する資料等を可能な範囲で提出すること。

12. その他

- (1) 例規集データベース化の作業により作成された例規データにかかる著作権は、春日部市に帰属すること。
- (2) 契約候補者決定後、協議により内容を変更して契約することがある。
- (3) 契約期間における費用の全額を5年で均等割した額を令和8年度から毎年度支払うものとする。なお、支払時期及び支払回数は協議のうえ、決定すること。
- (4) 毎年度3月末及び本契約終了時に、システムに登載されている現行例規データ、廃止例規データ及び改正原議データについて、データ移行可能な汎用的フォーマット（rtf、html、txt等）で出力し、DVD-R等の記録媒体で記録し無償で当市に提供すること。

システム機能要件

以下に示す機能及びサービスを有するものとする。

(1) 例規システム

① データ更新

ア 毎月1回以上の例規データ更新が可能なこと。

イ 改正データ送付日から40日以内に例規データの更新を行うこと。

② 例規検索機能

体系、五十音、用語、例規名、例規種別、所管課、引用法令等から例規及び原議等が検索できる機能

③ 表示機能

ア 任意時点表示機能 指定した年月日時点（過去）の例規を検索・表示できる機能

イ 未施行例規表示機能 公布後施行前の例規条文をとけ込ませて閲覧できる機能

ウ 引用条文リンク機能 例規及び法令の引用箇所が、条項号単位でリンクする機能

④ 出力機能

ア 例規出力機能 例規全文、選択した条項号、様式、別表、原議等をテキスト形式（RTF形式）でダウンロードできる機能

イ 新旧対照表出力機能 例規全文、選択した条項号、様式、別表等の新旧対照表をテキスト形式（RTF形式）でダウンロードできる機能。また、ダウンロードした際の書式は、任意に文字サイズ、文字間隔、行間隔等を設定できる機能

⑤ 全国例規集検索・閲覧機能

全国の例規集を検索・閲覧できる機能

⑥ 市ホームページ閲覧機能

本市ホームページからのリンクにより、不特定多数の者が検索機能の一部を利用して閲覧ができ、様式のダウンロードが可能な機能

⑦ 審査機能

ア データ取込み機能 システム外で作成した例規データを取込み、システム上で編集、審査等ができる機能

イ 審査機能 法制執務上の誤りや他の例規への影響を点検できる機能

⑧ 履歴管理機能

廃止例規管理、原議管理、改正履歴管理を可能とする機能

⑨ 維持管理機能

ア 操作制限機能 利用者の使用権限に応じて操作を制限する機能

イ 操作ログ記録機能 利用者、操作履歴等を記録する機能

(2) 法令・判例情報システム

① 収録内容

ア 法令情報システム 憲法、法律、政令、省令、告示を収録

イ 判例情報システム 公式判例集、判例雑誌等に掲載された判例を収録

② 検索機能

ア 法令情報システム 法令名、用語、法令種別、法令番号、年月日等から検索できる機能

イ 判例情報システム 用語、裁判年月日、裁判所、事件番号等から検索できる機能

③ データ更新

ア 法令情報システム 法令公布後、概ね2週間以内に更新すること。

イ 判例情報システム 速やかに判例情報を更新すること。

④ ログイン数

各システムへの同時ログイン数は、以下のとおりとすること。

ア 法令情報システム 50ID

イ 判例情報システム 2ID

(3) 例規整備支援システム

① 法令解説シートの提供

法令の制定改廃に関し、改正要旨や地方公共団体への影響を記載した解説シートの提供

② 例規整備情報の提供

ア 法令の制定改廃に伴う標準的な例規整備についての情報を随時提供

イ 法令の制定改廃に伴う本市の例規整備の必要な部分等をシステム上で特定し、その情報を随時提供

ウ 行政課題に関する解説及び条例の参考例や先進自治体条例の情報提供

③ 法制相談

ア 個別の法制相談照会機能

イ 法制相談事例集（FAQ）機能及び検索機能